

# 22街区の土壤汚染状況調査について

平成26年3月

## 1. 調査内容

本調査は、『土壌汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号 平成 21 年法律第 23 号改正）』及び『横浜市生活環境の保全等に関する条例（平成 14 年横浜市条例第 58 号 平成 24 年横浜市条例第 16 号改正）』を参考として実施した。

### 1-1. 調査地点

調査区画の設定は、調査対象地の土壌汚染の状況を適切に把握し、調査対象となる単位区画及び調査地点が恣意的に設定されないよう、定められた方法に基づく。

はじめに、調査対象地の最北端を起点とし、東西及び南北方向に 10m 間隔の格子状の区画（以下、「単位区画」という）を設定し、起点を支点として単位区画が最小となるよう格子線を回転させる。

さらに、敷地の辺縁部において一辺が 10m に満たない区画ができた場合、隣接する区画との合算面積が  $130\text{m}^2$  以下であれば統合することができる。

ただし、統合した区画の長軸（区画の辺と平行な軸の最大値）が 20m を超える場合は、合算面積が  $130\text{m}^2$  以下であっても統合することはできない。

上記の調査区画の設定を行ったのち、『土壌汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号 平成 21 年法律第 23 号改正）』及び『横浜市生活環境の保全等に関する条例（平成 14 年横浜市条例第 58 号 平成 24 年横浜市条例第 16 号改正）』では、当該調査地における特定有害物質の使用及び保管場所等の状況により、単位区画（ $10\text{m} \times 10\text{m}$ ）毎に、調査対象地内を土壌汚染が存在するおそれについて 3 つの調査区分に分類する。

1-2. 調査結果の評価方法

(1) 土壌ガス調査（第一種特定有害物質）

土壌ガスの分析結果では、土壌汚染の有無を明確に判断する基準値等の設定はない。調査対象となる物質が、表1 に示す「環境省告示第16号（平成15年3月6日）」で規定される調査対象物質毎の定量下限値以上検出した場合、追加調査として、「土壌ガス絞込調査（あらかじめ設定したメッシュをさらに細分化し、汚染源と想定される高濃度地点を絞り込む調査）」や「ボーリング調査（土壌ガスが高濃度で検出された地点で10m程度のボーリングを実施し、土壌溶出量調査を行う）」が必要となる。

表1 定量下限値(土壌ガス調査：第一種特定有害物質)

調査対象物質		単位	定量下限値
第一種特定有害物質	四塩化炭素	volppm	0.1
	1,2-ジクロロエタン		
	1,1-ジクロロエチレン		
	シス-1,2-ジクロロエチレン		
	1,3-ジクロロプロペン		
	ジクロロメタン		
	テトラクロロエチレン		
	1,1,1-トリクロロエタン		
	1,1,2-トリクロロエタン		
	トリクロロエチレン		
ベンゼン	0.05		

表2 汚染状態に関する基準（表層土壌調査：第二種及び第三種特定有害物質）

	調査対象物質	溶出量基準値	含有量基準値
第二種特定有害物質	カドミウム及びその化合物	検液 1L につき 0.01mg 以下	土壌 1kg につき 150mg 以下
	六価クロム化合物	検液 1L につき 0.05mg 以下	土壌 1kg につき 250mg 以下
	シアン化合物	検液中に検出されないこと	土壌 1kg につき 50mg 以下 (遊離シアンとして)
	水銀及びその化合物	検液 1L につき 0.0005mg 以下	土壌 1kg につき 15mg 以下
	アルキル水銀	検液中に検出されないこと	—
	セレン及びその化合物	検液 1L につき 0.01mg 以下	土壌 1kg につき 150mg 以下
	鉛及びその化合物	検液 1L につき 0.01mg 以下	土壌 1kg につき 150mg 以下
	砒素及びその化合物	検液 1L につき 0.01mg 以下	土壌 1kg につき 150mg 以下
	ふっ素及びその化合物	検液 1L につき 0.8mg 以下	土壌 1kg につき 4000mg 以下
	ほう素及びその化合物	検液 1L につき 1mg 以下	土壌 1kg につき 4000mg 以下
第三種特定有害物質	シマジン	検液 1L につき 0.003mg 以下	—
	チオベンカルブ	検液 1L につき 0.02mg 以下	—
	チウラム	検液 1L につき 0.006mg 以下	—
	ポリ塩化ビフェニル	検液中に検出されないこと	—
	有機リン化合物	検液中に検出されないこと	—

## 2. 総括

本調査結果から、第一種特定有害物質を調査対象とする「土壌ガス調査」では、全ての調査地点において調査対象物質は検出されなかった。

また、第二種特定有害物質を調査対象とする「表層土壌調査：土壌溶出量及び含有量調査」及び第三種特定有害物質を調査対象とする「表層土壌調査：土壌溶出量調査」では、すべての調査地点において「汚染状態に関する基準（「土壌溶出量基準」、「土壌含有量基準」）」に適合した。

よって、当該対象地において『土壌汚染対策法（平成14年法律第53号 平成21年法律第23号改正）』及び『横浜市生活環境の保全等に関する条例（平成14年横浜市条例第58号 平成24年横浜市条例第16号改正）』に準拠した土壌汚染状況調査を実施した結果、規定する特定有害物質による土壌汚染の存在は認められなかったことから、当該調査対象地において土壌汚染はないものと判定された。

